

第4章 施策の展開

第1節 高齢者への理解の促進

高齢者が可能な限り住み慣れた地域や家庭で生活し、社会との関わりを持ち続けていくためには、高齢者の人格と個性が尊重され、自立した日常生活を営むことができる「まちづくり」を推進することが重要です。

しかし、高齢者を取り巻く社会環境は、認知症に対する誤解や偏見、高齢者への虐待など様々な課題があります。

これらの課題を解消するため、認知症や高齢者虐待に関する正しい知識の普及・啓発に努めるとともに、各種の交流活動により高齢者の社会参加を支援し、高齢者が安心して暮らせる「まちづくり」を推進します。

主な取り組み

- ①「広報のぼりべつ」等による啓発
- ②心の障壁の除去（ハートバリアフリー）を目指す啓発活動の推進
- ③世代間の交流
学校支援地域本部事業などを通して、高齢者と児童生徒のふれあいを促進させる取り組み（世代間交流）を推進します。
- ④認知症サポーター養成講座の実施
認知症の早期発見につなげるため、地域住民や団体、学生などに対して認知症の正しい知識を習得するための講座の開催を積極的に呼びかけ、地域における認知症の理解者・支援者となる認知症サポーターを養成します。
- ⑤はいかい高齢者等 SOS ネットワークの推進
認知症高齢者等のはいかいに対応するため、地域住民、警察及び交通機関等の協力を得て、行方不明高齢者の捜索・発見・通報・保護や、保護後の支援（見守り）のためのネットワーク（仕組み）の充実に努めます。

第2節 介護サービス基盤の整備

高齢者が介護を必要とする状態になっても、可能な限り住み慣れた地域や家庭で自立した生活を続けられるように、また、高齢者が生活支援を必要とする状態になっても、長期にわたり安定した生活を送ることができるように、市の実情に応じた介護サービス基盤の整備を計画的に進めます。

要支援・要介護高齢者の心身の状態や生活環境に応じたサービスが提供されるよう、居宅サービスや地域密着型サービスの推進を図ります。

また、自宅での生活が困難になった場合のために、介護保険施設等の計画的な整備に努めます。

1 在宅サービスの充実

介護保険制度は、高齢者が介護や支援を必要とする状態になっても、一人ひとりが有する能力に応じて自立した日常生活を行うことができるよう、必要なサービスの提供を保険給付として行う仕組みです。

高齢者が可能な限り住み慣れた地域や家庭で自立した生活を続けられるように、介護保険制度による在宅サービスや、介護保険制度以外の在宅サービスを充実します。

(1) 在宅における高齢者を対象とする介護保険サービスの充実

「要介護認定」により介護や支援が必要であると認定された在宅の方については、一人ひとりの状況や意向に応じて、ケアマネジャーが作成するサービス計画に基づいて、各種の居宅サービスが提供されます。

主な取り組み

① 事業者の参入・育成

介護保険制度における居宅サービスは、指定居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所により提供されます。

今後も需要の増大が予想されることから、必要な事業者の参入や育成に努めます。

② 居宅サービスの種類

居宅サービスには、訪問介護や訪問看護などの訪問系サービ

ス、通所介護や通所リハビリテーションなどの通所系サービス、短期入所生活介護などの短期入所系サービスなどがあります。

(2) 地域密着型サービスの充実

地域密着型サービスは、認知症高齢者やひとり暮らしの高齢者などが、可能な限り住み慣れた地域での生活を続けられるように身近な地域でのサービス提供を目的とする仕組みです。

国が定めた基準やその基準の範囲内で市が定めた基準に基づき、市が指定する指定地域密着型サービス事業者等により提供されます。

主な取り組み

① 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）

認知症の状態にある要介護者等が共同で生活する住居で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練のサービスを受けることができます。

平成26年度末で合計7施設（定員117人）があります。

② 小規模多機能型居宅介護

要介護者等が心身の状況や置かれている環境に応じ、自らの選択に基づいて、居宅において又は事業所に通所若しくは短期間宿泊し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練のサービスを受けることができます。

平成26年度末で1施設（登録定員は25人、既存の認知症高齢者グループホームに併設。）があります。

③ 地域密着型介護老人福祉施設

要介護者等が小規模の特別養護老人ホームにおいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練、健康管理及び療養上の世話のサービスを受ける施設です。

本計画期間中に1施設（定員29人）の整備を予定しています。

その他、認知症対応型通所介護などの地域密着型サービスについては、現在市内に事業所等が整備されていませんので、需要に

応じて、事業者の新規参入に努めます。

(3) 在宅における高齢者を対象とする事業の充実

生活支援が必要と認められる方を対象として、各種事業によるサービスを実施し、在宅生活の質の向上や、介護する家族への支援を行います。

主な取り組み

① 高齢者等介護用品給付事業

要介護4もしくは要介護5の高齢者とその高齢者を介護する家族のいずれもが市民税非課税の場合に、介護用品（紙おむつ等）購入費の一部を助成します。

② 家族介護慰労事業

介護保険のサービスを受けずに、在宅で要介護4もしくは要介護5の高齢者を介護している家族を支援します。

(4) ひとり暮らしなどの高齢者を対象とする事業の充実

ひとり暮らしの高齢者や高齢者夫婦世帯等が、安心して地域での生活を続けていけるよう、各種事業によるサービスを実施します。

主な取り組み

① 高齢者等緊急通報機器設置事業

ひとり暮らしの高齢者や高齢者夫婦世帯で、慢性疾患等のある方に緊急通報機器を貸与し、急病や火災等の緊急事態が発生したときに迅速な救援体制をとり、生命の安全を確保すると共に日常生活の不安解消を図ります。

② 高齢者等訪問見守り事業

地域や親族との関わりが少ない方や日常生活上の課題を抱えている可能性のある方などの自宅を訪問し、生活状況を把握したうえで、福祉サービスに関する情報提供・利用援助や定期的な見守りを行います。（本事業は、市と登別市社会福祉協議会が連携して行っています。）

(5) 登別市社会福祉協議会が実施する事業

社会福祉法人登別市社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき地域福祉の推進を図ることを目的に設置された団体です。

登別市は同協議会に対し、運営費の補助などの支援を行い、協働して福祉事業等を推進していることから、同協議会が実施する市民主体の福祉活動についても本計画に盛り込みます。

主な取り組み

① 小地域ネットワーク推進事業

町内会等の小地域を基盤として、町内会等で配置する「福祉委員」と地域住民が協力して、支援が必要な方の生活を見守り、支え合う小地域ネットワーク活動を推進しています。

② ふれあい・いきいきサロン推進事業

地域で生活している高齢者等の利用者と地域住民（ボランティア等）が気軽に集まり、ふれあいを通して生きがいづくりや仲間づくりの輪を広げる「ふれあい・いきいきサロン」活動を推進しています。

ふれあい・いきいきサロン運営の中心的な役割を担う方を「サロンサポーター」と位置付け、仲間づくりや介護予防等に必要な知識や技術を習得できるサロンサポーター養成研修会を開催しています。

また、サロンサポーターやいきいきサロンに興味関心を持つ方が集う「サロンサポーター連絡会」を開催し、日頃の活動の情報交換や交流を通じ、サロン活動の活性化を図っています。

③ 福祉車両貸出事業

介護保険等の公的制度に該当しない高齢者や障がい者等で、自力での外出が困難な状況の方を対象に、車いすでの乗降が可能な福祉車両を貸し出し、日常生活での外出や社会参加の促進を支援しています。

④ 福祉用具貸与事業

介護保険等の公的制度に該当しない方や、病院からの外泊などで一時的に福祉用具が必要になった方を対象に、福祉用具の

貸出を行っています。

⑤生活あんしんサポートセンター事業

日常生活のあらゆる相談に応じ、適切な助言や援助を行うとともに、自分で金銭や大切な書類を管理することに不安のある高齢者や障がい者等の財産と権利を守り、自立した生活を送ることができるよう支援しています。

⑥高齢者等訪問見守り事業

地域や親族との関わりが少ない方や日常生活上の課題を抱えている可能性のある方などの自宅を訪問し、生活状況を把握したうえで、福祉サービスに関する情報提供・利用援助や定期的な見守りを行います。（本事業は、市と登別市社会福祉協議会が連携して行っています。）

⑦配食サービス事業

調理や買い物が困難な高齢者や障がい者等に対し、栄養バランスの取れた温かい夕食を届けると共に、定期的な安否確認や見守り、日常生活の困りごとの解決など、安心した日常生活を支援するサービスです。高血圧や糖尿病等の治療食にも対応しています。

(6)その他の民間団体が実施する事業

上記(1)～(5)のほかにも、NPO法人やその他の民間団体が、配食サービスなどの福祉事業やボランティア活動など在宅生活の支援に取り組んでいます。

2 入所施設等の充実

自宅での生活が困難になった高齢者にとって、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）などの介護を受けながら生活できる施設や、介護老人保健施設などの自宅での生活への復帰に向けた生活訓練ができる施設は、重要な場所となっています。

現在の整備状況を考慮しつつ、介護保険施設やその他の介護を受けながら生活できる住宅・施設の充実を図るとともに、在宅生活に近い居住環境整備を進めます。

(1) 介護保険施設の充実

介護保険制度における施設の介護保険サービスは、国が定めた基準に基づき、北海道が指定する介護保険施設により提供されることとなります。

当市においては、利用見込者数、サービス提供事業者の施設整備意向及び施設入所待機者状況などを考慮しながら、施設整備を進めます。

主な取り組み

① 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

入所者に対して、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う施設です。

当市には、中登別町に特別養護老人ホーム緑風園（100床）と若草町に特別養護老人ホームわかくさ（100床）があります。

② 介護老人保健施設

入所者に対して、施設サービス計画に基づいて、看護、医療的管理の下における介護及び機能訓練その他の医療、日常生活上の世話を行う施設です。

当市には、中登別町に介護老人保健施設グリーンコート三愛（100床）があります。

本計画期間中に、医療療養病床から介護老人保健施設1施設（100床）へ転換が図られる予定となっています。

③介護療養型医療施設

療養病床を有する病院又は診療所に入院する要介護者に対して、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療を行う施設です。

当市には、中央町に皆川病院（30床）があります。

また、介護療養型医療施設については平成29年度末をもって廃止となることから、その他の施設への転換等について支援を行います。

(2)居住系サービスの充実

高齢者が住み慣れた地域社会で自立した生活を送れるように、在宅生活に不安がある高齢者のための入所（入居）施設において、食事の提供や必要な援助を行っています。

主な取り組み

①養護老人ホーム

養護老人ホームは、概ね65歳以上で、環境上の理由または経済的理由のため、自宅での養護を受けることが困難な場合に入所できる広域的な施設です。

当市には、富岸町に養護老人ホーム「チボリの森」（定員70人）があり、介護保険サービスの対象となる特定施設の指定を受けています。

②軽費老人ホーム（ケアハウス）

ケアハウスは、60歳以上（夫婦の場合、どちらか一方が60歳以上）で、身体機能の低下等が認められる方や高齢等のため、独立して生活するには不安が認められる方で、家族による援助を受けることが困難な方が利用できる在宅施設です。

当市には、富岸町にケアハウス「アンデルセンの丘」（定員50人）があり、介護保険サービスの対象となる特定施設の指定を受けています。

③有料老人ホーム

有料老人ホームは、民間事業者が運営する高齢者の入居施設

で、食事、相談・助言、余暇活動等のサービスを提供していません。

当市には、常盤町に介護付有料老人ホーム「セ・ジュネス」（定員52人）があり、介護保険サービスの対象となる特定施設の指定を受けています。

④ 認知症高齢者グループホーム

認知症の状態にある要介護者等が共同で生活する住居で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練のサービスを受けることができます。

平成26年度末で合計7施設（定員117人）があります。

⑤ サービス付き高齢者向け住宅

サービス付き高齢者向け住宅は、バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携し高齢者を支援するサービスを提供する施設です。

当市には、緑町にサービス付き高齢者向け住宅「サポートハウスみどりの樹」（定員30人）があります。

⑥ 高齢者グループリビング

高齢者自身が、高齢化による身体機能の低下とひとり暮らしの孤独や不安を考慮し、従来家族が行ってきた調理や掃除、食事を共にするといった家族の無償の行為を共同化し、合理化して共に住まう居住形態です。

当市には、桜木町に「たすけ愛の家」（定員9人）があります。

第3節 介護予防・健康づくりの推進

高齢者が生きがいを持って健康な生活を送るためには、できる限り介護を必要としない状態を維持していく「介護予防」の取り組みが大切です。

介護予防の取り組みには、比較的若い時点からの健康づくり・疾病予防、要支援状態又は要介護状態になる前の段階の方を対象とした地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業を含む）、要支援者又は要介護者を対象とした予防給付やリハビリテーションなどがあります。

介護予防の取り組みが対象者の状態に合わせて連続性・一貫性を持って提供されるよう、関係機関と連携のうえ、利用者の立場に立ったサービス確保に努めます。

また、法改正に伴い、介護予防事業は平成29年度から新しい介護予防・日常生活支援総合事業へと切り替わるため、体制の整備に努めます。

1 介護予防事業の推進（平成28年度まで）

介護予防は、高齢者が要支援・要介護状態にならないための予防や、要介護状態になった場合においても、できるだけ住み慣れた地域で自立した生活ができるように支援するものです。

(1) 地域包括支援センターの整備

地域における高齢福祉の中核的な役割を果たす「地域包括支援センター」を3か所設置しています。

(2) 介護予防一次予防施策

広く高齢者や家族を対象に、介護予防に関する事業を実施し、介護予防の知識の普及に努めます。

主な取り組み

① 介護予防普及啓発事業

通所型教室（かるやか教室）や健康教室などにより、介護予防に関する知識普及・啓発を行います。

② 地域介護予防活動支援事業

町内会や老人クラブ、いきいきサロン等の小地域単位で介護

予防を普及するために、リーダーとなる方の学習会を実施します。

③介護予防一次予防施策評価事業

一次予防事業について、プロセス評価（事業が適切な手順・過程を経て実施されているか）、アウトプット評価（介護予防事業の実施状況）、アウトカム評価（介護予防事業による効果）を実施します。

(3)介護予防二次予防施策

介護や支援が必要な状態になるおそれのある二次予防事業対象者に、機能の維持・改善につながる各種介護予防事業を実施します。

主な取り組み

①二次予防事業対象者把握事業

基本チェックリストの実施により、要支援・要介護状態となる可能性の高い二次予防事業対象者を把握します。

②通所型介護予防事業（かるやか教室）

二次予防事業対象者に、要支援・要介護状態になることを予防し、自立した生活を長く続けてもらうために、運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上、認知症の予防などあらゆる面から介護予防を図ります。

③訪問型介護予防事業

二次予防事業対象者に、保健師や理学療法士等が家庭訪問し、介護予防や健康づくりに関して、相談や支援を行います。

④介護予防二次予防施策評価事業

二次予防事業について、プロセス評価（事業が適切な手順・過程を経て実施されているか）、アウトプット評価（介護予防事業の実施状況）、アウトカム評価（介護予防事業による効果）を実施します。

2 新しい介護予防・日常生活支援総合事業（平成29年度から）

高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制の構築に努めます。

なお、平成27年度及び平成28年度は、事業開始に向け、事業の準備・試行・検証を行います。

（1）介護予防・生活支援サービス事業

要支援者等の多様な生活支援のニーズに対応するため、介護予防訪問介護等のサービスに加え、住民主体の支援等も含め、多様なサービスを行います。

主な取り組み

①訪問型サービス

要支援者等に対し、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供します。

②通所型サービス

要支援者等に対し、機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供します。

③介護予防ケアマネジメント

要支援者等に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメントします。

（2）一般介護予防事業

高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進し、要介護状態になっても、生きがい・役割をもって生活できる地域の実現を目指します。

主な取り組み

①介護予防把握事業

収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげます。

②介護予防普及啓発事業

健康教室・健康相談などにより、介護予防活動の普及・啓発を行います。

③地域介護予防活動支援事業

町内会や老人クラブ、いきいきサロン等の小地域単位で介護予防を普及するために、リーダーとなる方の学習会の実施や、住民主体の介護予防活動の育成・支援を行います。

④一般介護予防事業評価事業

一般介護予防事業について、プロセス評価（事業が適切な手順・過程を経て実施されているか）、アウトプット評価（介護予防事業の実施状況）、アウトカム評価（介護予防事業による効果）を実施します。

⑤地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取り組みを機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進します。

3 健康づくりと生活習慣病予防

登別市の高齢化率は平成26年9月30日現在で31.6%となっており、年々上昇しています。

このような状況の中、高齢者はもとより、市民一人ひとりが健康で生きがいのある生活を送ることができるように、ライフステージに応じた健康づくりを体系的に進めていく必要があります。

特に、健康寿命（日常生活を自立して元気に過ごせる期間）を延ばすために、規則正しい生活習慣を身に着け、市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組むことにより、生活習慣病を予防する「一次予防」に重点を置いた健康づくりに取り組みます。

(1)生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底

糖尿病、高血圧、脂質異常症などの生活習慣病は、進行すると動脈硬化による重篤な合併症を生じ、高齢期においての要介護状態につながる大きな要因となります。

生活習慣病の発症予防や、適切な治療を勧めることで重症化予防を徹底し、健康づくりの推進や健康寿命の延伸に努めます。

(2)健康づくりに向けた生活習慣改善への支援

生活習慣病の発症を予防し、健康寿命を延伸するために、日常生活における基本要素である栄養・運動・メンタルヘルス・喫煙・口腔衛生などに関する生活習慣改善に向けて、健康づくり事業（健康教育・健康通信きらり等）を通しての情報発信、知識普及を行います。

主な取り組み

①特定健康診査・特定保健指導

国民健康保険に加入している40歳から74歳の方を対象に、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に着目した生活習慣病を早期発見する目的で、特定健康診査を実施します。

特定保健指導では、特定健康診査で内臓脂肪症候群に該当した方を対象に、食事指導など生活習慣の改善に向けた支援を行います。

また、市独自の保健事業として、内臓脂肪症候群に該当しない方についても、必要に応じて保健指導を実施します。

②医療保険未加入者等に対する健康診査

医療保険未加入者（無保険者）等を対象として、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に着目した生活習慣病の早期発見のために、健康診査を実施します。

③後期高齢者医療制度の被保険者に対する健康診査

北海道後期高齢者医療広域連合から委託を受け、健康診査を行います。（病院又は診療所に6か月以上継続して入院している方や障害者支援施設・介護保険施設等に入所している方など、健康診査の対象とならない方を除く。）

なお、後期高齢者医療制度の被保険者とは、75歳以上の方や、65歳から74歳までの方で一定の障がいがあり申請により北海道後期高齢者医療広域連合の認定を受けた方です。

④がん検診

がんは自覚症状がないうちに早期発見、早期治療することが重要なため、各種のがん検診（肺がん・胃がん・大腸がん・子宮頸部がん・乳がん・前立腺がん）を実施するとともに、検査料の一部（※）を助成します。

また、子宮頸部がん、乳がん、大腸がん及び肝炎ウイルスの検診については、節目年齢に達する方に無料クーポン券を配布し、受診促進を図ります。

がん検診の結果、精密検査が必要な場合は必ず精密検査を受診して必要な治療につなげることが重要であるため、精密検査の必要性について正しい知識普及を行います。

※国民健康保険加入者及び後期高齢者医療制度加入者等は、検診料金が無料となります。

⑤短期人間ドックの助成

国民健康保険加入者及び後期高齢者医療制度加入者を対象に、より詳細な生活習慣病の検査とがん検診を同時実施できる短期人間ドックの検査料の一部を助成し、疾病の早期発見と予防を図ります。

※保険税（料）の滞納がない方が対象となります。

⑥脳ドックの助成

国民健康保険加入者及び後期高齢者医療制度加入者を対象に、脳の病気を早期に発見し、早期治療につなげるために、脳ドックの検査料の一部を助成します。

※保険税(料)の滞納がない方が対象となります。

⑦水中運動教室（市民プール）受講料の助成

国民健康保険加入者及び後期高齢者医療制度加入者を対象に、市民プールでの水中運動教室の受講料の一部を助成します。

水中運動は、水の浮力により関節への負担を少なくして運動することが可能なため、高齢者にも適しており、生活習慣病や整形疾患の予防・改善に効果があります。

⑧健康教育

健康づくりに関して、基本となる栄養や食生活、効果的なウォーキングの知識普及等を通して、日常生活を振り返り、「自分の健康は自分でつくる」という認識と自覚を高め、健康の保持増進を図ります。

⑨「健康通信きらり」やホームページを活用した情報発信

「健康通信きらり」やホームページにおいて、健康に関する情報発信を行うとともに、ホームページからアクセスできる「こころの体温計」を活用したメンタルヘルス対策等、心身の健康づくりに取り組みます。

⑩季節性インフルエンザおよび高齢者肺炎球菌ワクチンの予防接種

季節性インフルエンザは罹患率が高く、また死因の第3位である肺炎による死亡者の95%は65歳以上の高齢者であることから、高齢者や慢性疾患患者の重症化を予防するために、季節性インフルエンザおよび高齢者肺炎球菌ワクチンの予防接種を実施するとともに、高齢者等の接種費用を助成します。

第4節 認知症高齢者支援対策の推進

認知症対策については、認知症の兆候を早期に発見し、早期に確定診断を下し、症状に応じた適切な対応を行うことが大切です。

認知症高齢者とその家族を地域全体で支えるために、地域住民や関係機関との協力により、総合的な支え合いの仕組みづくりに取り組みます。

主な取り組み

① 認知症サポーター養成講座の実施

認知症の早期発見につなげるため、地域住民や団体、学生などに対して認知症の正しい知識を習得するための講座の開催を積極的に呼びかけ、地域における認知症の理解者・支援者となる認知症サポーターを養成します。

② はいかい高齢者等 SOS ネットワークの推進

認知症高齢者等のはいかいに対応するため、地域住民、警察及び交通機関等の協力を得て、行方不明高齢者の捜索・発見・通報・保護や、保護後の支援（見守り）のためのネットワーク（仕組み）の充実に努めます。

③ 医療と介護等との連携強化

市内で認知症疾患医療センターの指定を受けている2医療機関との連携や、認知症の方とその家族を支援する相談業務等を行う認知症地域支援推進員の配置など、医療と介護等との連携強化や地域における支援体制整備に努めます。

④ 認知症初期集中支援チーム設置の体制整備

精神保健福祉士などの複数の専門職が、家族の訴え等により認知症が疑われる方や認知症の方及びその家族を訪問し、認知症の症状の把握、家族支援などの初期の支援を集中的に行う認知症初期集中支援チームを設置するため、モデル事業実施事例を参考とし、設置に必要な課題等を整理し、体制整備に努めます。

⑤ 認知症ケアパスの作成

認知症の進行状態にあわせて、いつ、どこで、どのような医療・

介護のサービスを受ければよいかなど、適切なサービス提供の流れがわかる認知症ケアパスを作成し、効果的に活用するよう普及に努めます。

⑥ 認知症の方の家族に対する支援

認知症の方とその家族、地域住民、専門職が集い、認知症の方を支える繋がりを支援し、家族の介護負担の軽減に努めます。

第5節 地域生活支援体制の整備

介護や支援を必要とする高齢者が安心して暮らし続けることができるよう、高齢者のニーズに応じて医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の考え方の実現に向けた取り組みを進めます。

特に、今後、高齢者のひとり暮らしや高齢夫婦のみ世帯の占める割合が高くなること、また、高齢者が高齢者を介護するいわゆる「老老介護」世帯の増加が見込まれることから、こうした高齢者やその家族の孤独感や不安解消のために、声かけ、安否確認、生活相談などの見守り支援が必要となります。

市と地域包括支援センターを中心に、福祉関係団体、介護サービス事業者、NPO 団体、ボランティア団体、町内会、地域住民等との連携を強化し、地域総動員による支援体制づくりに取り組みます。

主な取り組み

①地域包括支援センターの充実

地域における高齢福祉の中核的な役割を果たす「地域包括支援センター」を3か所設置しており、これまで包括的支援事業として実施していた「介護予防ケアマネジメント事業」、「総合相談支援事業」、「権利擁護事業」、「包括的・継続的ケアマネジメント事業」に加え「認知症施策の推進」、「在宅医療・介護連携」、「生活支援・介護予防（生活支援サービス体制整備）」を充実させるため、市や医療機関等と連携しながら事業を実施していきます。

「地域包括ケアシステム」の考え方の実現に向けた取り組みを進めるため、介護・福祉・保健・医療・地域の関係者等の多職種が連携し、支援困難な事例等について検討する地域ケア会議を推進します。

また、地域の課題の把握と解決に向け、地域包括支援センターが担うべき役割は重要であることから、その機能の強化・充実に努めます。

なお、地域包括支援センターの公平・中立性を確保するため、「地域包括支援センター運営協議会」の中で、地域包括支援センターの運営の評価などを行っています。

②登別市社会福祉協議会への支援

登別市社会福祉協議会は、誰もが住み慣れた地域で安心して生活できる福祉のまちづくりを目指し、地域住民や各種団体・組織との協働により、様々な福祉事業を企画・実施している団体です。

地域福祉実践計画「きずな」に基づき、小学校区を単位として、地域住民の福祉事業への参画・協働を推進する活動を進めています。

地域福祉推進の中核として、その任務と役割がますます重要になってきていることから、組織基盤の充実を図るため、体制づくりの支援に努めます。（社会福祉協議会が行っている主な事業については、本章第2節－1－（5）を参照してください。）

③福祉ボランティアの拡充

高齢化に伴う福祉・介護の課題に対応していくためには、地域社会の中で互いに支え合うという意識を醸成することが必要です。

社会福祉協議会や町内会などと連携し、誰もが気軽にボランティア活動に参加できるような体制づくりに努めます。

（7）登別市ボランティアセンター

社会福祉協議会が運営するボランティアセンターでは、ボランティア活動をしたい人と受けたい人が、互いに対等な立場で関われるように、ボランティアグループや福祉・医療機関等に対する相談・調整を行っています。

また、市民に対し、ボランティア活動についての情報提供や啓発活動を行っています。

（1）認知症サポーターの養成

内容については、本章第4節①を参照してください。

④民生委員児童委員との連携

民生委員児童委員は、厚生労働大臣の委嘱を受け、地域住民の生活実態や福祉ニーズを把握して相談や助言を行うとともに、地域住民と関係機関とのパイプ役になるなど、地域福祉を推進するうえで重要な役割を担っています。

民生委員児童委員の定数は132名（うち主任児童委員12名）であり、各自の担当地区を受け持ち、活動しています。

今後、手助けを必要とする高齢者等の増加が予想されることから、民生委員児童委員の定期的な活動の中からニーズを的確に把握し、必要なサービスを提供していくため、更に密接な連携・調整に努めます。

第6節 生活環境の整備

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるためには、高齢者や障がいのある人だけでなく、すべての市民が安心して生活できる生活環境の整備が必要です。

このため、バリアフリーに配慮した公共施設等の整備に努め、すべての市民が活動しやすいまちづくりを目指します。

また、介護を受けながら生活する方などに対し、住宅改修などの支援を行います。

更に、関係機関との連携強化により、防火・防災対策や交通安全対策を推進します。

1 高齢者が住みよいまちづくり

国の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」や北海道の「北海道福祉のまちづくり条例」により、高齢者等の自立した日常生活や社会生活を確保するための環境整備について定められています。

当市においても、これらの趣旨を踏まえ、高齢者等にやさしく住みよいまちづくりを推進します。

主な取り組み

① 公共施設の整備

公共施設の整備にあたっては、玄関や出入口のスロープ、手すり、自動ドア、エレベーターなどの設置や段差解消などに配慮します。

2 住宅・生活環境の整備

高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を送るためには、生活基盤である住宅が利用しやすい構造となっていることが重要です。

公営住宅については、計画的な建替、修繕、維持管理を実施していきます。また、公営住宅全体の質の向上を図るため、バリアフリー化に加え、ユニバーサルデザインの視点に立った整備を促進します。

主な取り組み

① 高齢者の住宅環境整備

平成21年度に策定した「登別市営住宅等長寿命化計画」に基づき、高齢者や障がい者はもとより、誰もが安心して暮らすことのできる住宅・住環境づくりに努めます。

また、住宅リフォーム、耐震改修など住宅に関する情報収集を行うと共に、建築に関する専門的な相談に応じる住宅相談窓口の充実を図ります。

② 公営住宅の整備

公営住宅の整備にあたっては、玄関や出入口のスロープ、手すり、エレベーターなどの設置や段差解消などのバリアフリー化に加え、ユニバーサルデザインの視点に立った整備を促進します。

③ 住宅改良促進特別融資制度

手すりの設置や段差の解消などの住宅改修工事を希望する方に対して、市内業者への工事発注等を条件として、低利率で融資する制度です。

④ 介護保険サービスによる住宅改修の支援

要支援・要介護認定を受けている方（施設入所者及び入院者は除く）が、手すりの設置や段差の解消などの住宅改修をした際の費用を支給する制度です。なお、利用の際には事前申請が必要です。

⑤ 入所施設等の充実

内容については、本章第2節-2を参照してください。

3 防火・防災・交通安全対策の充実

高齢者は、些細な原因による家庭内外での事故など、様々な危険に直面する可能性があります。これらの危険を回避し、高齢者が安心して生活することができる環境づくりを進めます。

主な取り組み

①防火訪問の実施

高齢者に対し、関係機関と連携を密にし、火災予防に関する啓発活動を進めています。

消防署では、毎年約3,000世帯の高齢者宅（70歳以上のひとり暮らし世帯）を対象に、消防職員や女性消防団員による防火訪問を実施しています。

②防災対策の充実

大規模災害や広域的災害が発生した場合、公的支援には限界があることから、地域ぐるみでの対応が重要になります。

このため、高齢者等の要配慮者のうち、災害時に特に避難支援が必要な方（避難行動要支援者）が日頃から安心して生活できるよう、避難行動要支援者名簿を整備するとともに、町内会や自主防災組織等と連携した支援体制を推進します。

③高齢者の交通安全

高齢化の進展に伴い、高齢者の交通事故の増加が懸念されることから、加齢による身体・精神機能の変化が、歩行者又は運転者としての交通行動に及ぼす影響への理解を促すとともに、高齢者が道路及び交通の状況に応じて安全に通行するために必要な実践技術及び交通ルール等の知識の習得が必要となっています。

そのため、老人クラブや関係団体と連携した交通安全教室を開催し、高齢者の特性を考慮した参加・体験・実践型の交通安全教育及び高齢者交通安全推進員（シルバーリーダー）の養成を積極的に推進します。

第7節 高齢者の積極的な社会参加

高齢者の多様性や自発性が尊重される社会を実現するためには、高齢者自身が地域社会の中で豊かな経験と知識を活かし、積極的に役割を果たすことのできる社会づくりが求められています。

1 高齢者の生きがい対策と社会参加

地域貢献活動や就業などの機会を通して、高齢者が自立し、精神的、社会的に充実した生活を送り、満足感の得られる心豊かな高齢期を過ごすことができるように、生きがいづくりと地域社会への参加を支援します。

主な取り組み

①老人クラブ活動の推進

当市の老人クラブは40団体、会員数2,189人を擁する組織（平成26年4月1日現在）となっており、その活動は親睦やレジャーにとどまらず、ボランティア活動にも力を注いでいます。

老人クラブは、高齢者の生きがいづくりに重要な役割を果たしていることから、各種活動を積極的に展開できるように支援を行います。

②ボランティア活動の推進

高齢者が長年培ってきた知識や経験を活かして行っているボランティアには、環境美化活動、文化伝承活動、ひとり暮らし高齢者の見守り活動などがあり、高齢化に伴い、ますます多くの分野での活躍が期待されています。

これらの活動は高齢者自身の生きがいにもつながることから、より積極的にボランティア活動に取り組むことができるような支援や情報提供などを行います。

③生涯学習の推進

登別ときめき大学では、多くの高齢者が各種講座を通じて学習する機会を提供しています。また、生涯学習の成果を発表するなど、互いに学び合える場づくりに努めます。

④登別市シルバー人材センター事業の充実

シルバー人材センターは、定年退職後等の高齢者に対し、その希望に応じて臨時的・短期的な仕事を提供する会員組織です。

会員においては、豊富な経験や知識・技能を活かして働くことにより、社会参加や生きがいづくりの場になっています。

高齢化の進展により、シルバー人材センターが果たす役割はますます重要となっていくことから、運営の支援を継続するとともに、より多くの会員に就労の機会を提供できるよう適切な助言・指導などの支援を行います。

⑤交流の場の充実

高齢者の相互交流やサークル活動のために、地域で気軽に利用できる場を充実します。

(7) 老人福祉センター

老人福祉センターは、生活や健康などの各種相談をはじめ、健康の増進や教養の向上、レクリエーションなどの場を提供する施設です。

施設では入浴も可能（週2回）で、入浴日と月2回のサークル活動にあわせて「ふれあいバス」を運行しています。

(イ) 老人憩の家

老人憩の家は、地域の老人クラブの活動拠点として、各種サークルや健康の増進、レクリエーションなどに利用されています。

(ウ) 老人趣味の作業所

老人趣味の作業所は、高齢者の創造性を高めることを目的として昭和59年に設置され、陶芸を通して生きがいづくりを進めています。

2 高齢者とともに生きる社会づくり

高齢者とともに生きる社会をつくるためには、高齢者を敬う心を養うとともに、地域において、行政、福祉・介護関係事業者、地域住民などあらゆる年代・職種の方々の協力が必要です。

主な取り組み

①福祉教育の推進

高齢社会を支えていくためには、市民一人ひとりが福祉の心を育み、福祉活動に参加していくことが大切です。

次代を担う青少年が行うボランティア活動や様々な体験活動の場の確保など、福祉教育の推進を図ります。

②地域全体での対応

高齢者の社会参加を促進するため、高齢者同士の交流にとどまらず、子供や青少年等、多様な世代・人々との交流（世代間交流）に多くの市民が参加できる機会づくりを進めます。

第8節 高齢者の権利擁護

高齢者の尊厳を守る取り組みとして、高齢者に対する虐待の防止やその早期発見、施設における身体拘束の廃止に向けた取り組みの徹底、成年後見制度の活用促進、その他権利擁護のために必要な支援に努めます。

主な取り組み

① 高齢者虐待の防止

高齢者虐待は、高齢者の人権を侵害する深刻な問題であり、社会全体での対応が必要と言えます。

高齢者虐待防止法（平成18年4月施行）の趣旨を踏まえ、平成22年に「登別市高齢者虐待対応マニュアル」を作成し、地域包括支援センターと連携を図りながら、虐待の防止、早期発見・早期対応に取り組んでいます。

高齢者虐待は家庭内で行われることが多く、その事実が周囲に把握されにくい傾向があります。高齢者と接する機会の多い地域住民が虐待の兆候を見逃さないように、高齢者虐待についての知識・理解の啓発や、相談窓口の周知などを行います。

② 施設における不適切なケアの防止

介護保険法の施行に伴い、身体拘束は原則として禁止されています。人権擁護と高齢者の生活の質を高める観点から、保健・医療・福祉分野に関わるすべての人々と共に、身体拘束の無いケアの実現に向けて様々な取り組みを進めます。

③ 高齢者の生活安全

高齢者が強引な訪問販売や詐欺行為（振り込め詐欺、架空請求詐欺など）により被害を受けるケースが増えています。

被害を未然に防止するため、クーリング・オフ制度の周知など消費生活についての啓発を図るとともに、関係機関との連携を強化し、相談体制の充実に努めます。

④ 成年後見制度の利用促進

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がいなどによっ

て物事を判断する能力が十分ではない方のために、家庭裁判所に申し立てを行い、その方に代わり様々な契約や財産管理などの法的行為を行い援助する人（成年後見人）を選任する制度です。

(7) 成年後見制度の周知と利用促進

判断能力が十分ではない方の権利・利益を保護するため、成年後見制度の周知に努めます。

また、家庭裁判所に後見人付与の申し立てを行う親族を支援します。

(イ) 成年後見制度利用支援事業

身寄りがいないなどの理由で家庭裁判所に法定後見の審判の申し立てができない場合に、市長が申し立てを行います。

(ウ) 市民後見人の育成

認知症高齢者などの増加に伴い成年後見制度の利用が多くなってきており、将来的には弁護士などの専門職後見人が不足することも考えられることから、一般市民が後見業務を担う「市民後見人」の育成に努めます。

(I) 成年後見支援センター設置の検討

市民の成年後見制度の利用や権利擁護に関する相談受付、市民後見人養成研修、市民後見人の活動支援等を行う成年後見支援センターの機能を構築します。なお、実施にあたっては、西いぶり定住自立圏等の広域での連携を検討します。

(オ) 日常生活自立支援事業

日常生活自立支援事業では、高齢や障がいなどにより日常生活の判断に不安のある方に対し、地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助、日常生活上の消費契約及び住民票の届出等の行政手続に関する援助、預金の預け入れ・払い戻しなどの日常生活費の管理などのお手伝いをしています。

登別市内の相談窓口は登別市社会福祉協議会です。

第9節 医療介護総合確保推進法に基づく地域支援事業の開始時期

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（医療介護総合確保推進法）の制定により、新たな地域支援事業は、平成27年4月1日から実施することとされています。

ただし、新たな地域支援事業を円滑に移行、実施するため、地域の実情に応じて、条例により開始時期を一定期間遅らせることができます。

当市では、次の地域支援事業の開始時期を条例により定めることとします。

1 新しい介護予防・日常生活支援総合事業

全国一律の予防給付（訪問介護・通所介護）を地域支援事業に移行し、多様なサービスを行います。

【開始時期】

平成27年度及び平成28年度は、円滑な事業実施を図るため、準備・試行・検証を行うこととします。

事業は、条例を制定のうえ、平成29年4月1日から実施することとします。

2 在宅医療・介護連携推進事業

介護保険法の地域支援事業として、新たに在宅医療・介護連携推進事業が創設されたことから、市が主体となって、地域の医療・介護サービス資源の把握や課題の抽出と対応の協議、相談受付などに取り組みます。

【開始時期】

平成27年度から平成29年度までの間、円滑に事業実施を図るため、関係機関との協議や体制の整備を行うこととします。

事業は、条例を制定のうえ、平成30年4月1日から実施することとします。

3 生活支援・介護予防サービスの充実と高齢者の社会参加

多様な生活支援が利用できるような地域づくりのため、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う生活支援サービスコーディネーターの配置な

どを行います。

【開始時期】

平成27年度から平成29年度までの間、円滑に事業実施を図るため、生活支援サービスコーディネーターの育成や体制の整備を行うこととします。

事業は、条例を制定のうえ、平成30年4月1日から実施することとします。